

九州大学データ駆動イノベーション推進本部規則

令和 3 年度九大規則第 7 2 号

制 定：令和 4 年 3 月 2 9 日

最終改正：令和 6 年 5 月 2 8 日

(令和 6 年度九大規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 1 6 年度九大規則第 1 号）第 1 5 条の 8 第 2 項の規定に基づき、データ駆動イノベーション推進本部（以下「本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本部は、学内外においてデータ駆動型の教育・研究・医療の展開を推進し、様々なデータの連携・統合及びデータの新たな利用法・価値を創出するとともに、社会的課題の解決に向け、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）による新たな社会モデルの実現に向けた研究を推進し、新たなデジタル社会のあるべき姿を提案することで社会変革に貢献することを目的とする。

(部門)

第 3 条 本部に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 運営・企画部門
- (2) デジタル社会創造研究部門
- (3) ラーニングアナリティクス部門
- (4) 次世代型オープンエデュケーション推進部門
- (5) 研究データ管理支援部門
- (6) 健康医療DX推進部門
- (7) データ分析支援部門
- (8) 業務DX推進部門

(本部長)

第 4 条 本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を掌理する。

(副本部長)

第 5 条 本部に副本部長を置き、九州大学（以下「本学」という。）の理事のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐して本部の業務を処理し、本部長に事故があるときはその業務を代行し、本部長が欠員のときはその職務を行う。

(本部長補佐)

第6条 本部に本部長補佐を置き、本学の副学長、副理事及び教授のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、本学以外の機関に所属する者であって、デジタル技術に関し専門的知識を有する者を本部長補佐として委嘱することができる。

3 本部長補佐は、本部の業務のうち本部長が指定する業務を処理する。

(ディレクター)

第7条 本部にディレクターを置き、本学の副学長、副理事及び教授のうちから本部長が指名する者又は本学以外の機関に所属する者であって、DX実現に関する十分な実績を有する者のうちから本部長が委嘱する者をもって充てる。

2 ディレクターは、DXを推進するため、第3条に掲げる各部門間連携の実質化を采配する。

(部門長)

第8条 第3条の各部門に部門長を置き、本部の教職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(推進本部会議)

第9条 本部に、管理運営等に関する重要事項を審議するため、推進本部会議を置く。

2 推進本部会議の組織、議事の手続その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務)

第10条 本部に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、情報システム部情報企画課及びデジタル推進企画室において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第1号)

この規則は、令和4年4月19日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第34号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規則第1号)

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規則第27号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年度九大規則第4号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。